

令和7年度 大口町指名停止措置状況一覧

番号	指名停止となった有資格業者の情報		指名停止期間			指名停止の理由	該当する措置要件
	名 称	所 在 地	自	至	期間		
1	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部中部支店	愛知県名古屋市中区大須1-7-11	R7.4.2	R7.8.1	4か月	特定エレベーター方式P S 設置工事における競争を実質的に制限していたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	別表第2第4号
							独占禁止法違反行為
2							